

**安倍政権
がねらう
閣議決定**

憲法破壊の クーデター

**共産党・志位
委員長が批判**

日本共産党の志位和夫委員長は、安倍政権が集団的自衛権の行使容認の閣議決定を強行しようとしていることについて、憲法破壊のクーデターだと厳しく批判しました(右写真「6月12日」国会内)。



志位氏は「日本共産党の国会論戦をつうじて、集団的自衛権の行使とは、日本の国を守ることも、国民の命を守ることもなく、アフガニスタン戦争、イラク戦争

のような戦争をアメリカが起こしたさいに、自衛隊が『戦闘地域』まで行って軍事支援を行うことが明らかになった」と強調しました。

国民世論も、国会論議も無視して密室協議で強行するのは「クーデター」

そして、集団的自衛権行使は「憲法9条のもとでは許されない」との解釈は、半世紀にわたって国会の議論の積み重ねにより政府の憲法解釈として定着してきたものであり、その「憲法解釈を180度くつがえし、『海外で戦争する国』への大転換を、与党だけの密室協議をつうじて、一内閣の判断で強行するなど、憲法破壊のクーデターとよぶべき暴挙であり、断じて許されない」と述べました。

日本に対する武力攻撃が なくとも、戦争に参加 ——自民党案(新3要件)でハッキリ

自民党案

- ①日本に対する武力攻撃、または他国に対する武力攻撃が発生、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれ
- ②国民の権利を守るために他に適当な手段がない
- ③必要最小限度の実力行使

これまでの政府見解

- ①日本に対する急迫不正の侵害、すなわち武力攻撃の発生
- ②国民の権利を守るために他の適当な手段がない
- ③必要最小限度の実力行使

自民党が公明党との協議に示した「新3要件」は、上表のように、日本に対する攻撃がなくとも、「他国に対する武力攻撃が発生」すれば日本の武力行使ができると明記。地理的な限定もありません。アメリカの戦争に日本が軍事支援できるようにする「ねらい」が透けて見えます。

日本の若者を戦場に送るな **安倍政権の暴走ストップ!!**

署名にご協力を



参議院議員(東京選挙区選出)

きらよしこ

吉良よし子

東京
民報

ご意見・ご要望は 03-3370-0311、FAX 03-3370-0471

2014年6月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行/東京民報社(港区芝1-4-9平和会館5階)1965年11月12日第三種郵便物認可

日本共産党

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

【請願事項】

- 一、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないこと。
- 一、日本国憲法第9条を守り、生かすこと。

氏名	住所